

運 営 規 程

認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

甲良町グループホーム“らくらく”

運 営 規 程

認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（短期利用型）

（事業の目的）

第1条 公益財団法人豊郷病院が開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）“甲良町グループホームらくらく”が行うグループホームの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護職等が、症状の安定した認知症高齢者に対して日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、家庭的な環境のもとで精神的に安定して、健康で明るい生活が送れるように支援し福祉の増進を図ることを目的とする。

尚、この頃の利用者とは契約を交わす者であり、以下「契約者」とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は介護保険法・老人福祉法の基本理念に基づき、契約者の生活の安全と向上のための支援に努める。

- 一、適切な環境を提供し認知症の進行を予防する。
- 二、利用者が尊厳ある暮らしを営めるよう支援する。
- 三、暮らしの豊かさを求めると共に、事故を防止し安全に配慮した運営を行う。
- 四、介護負担を軽減すると共に、関係機関や連帯保証人と十分な連絡調整を行う。
- 五、個人情報保護については別に定めた基本方針に基づき利用目的内で同意書を受領し、取り扱いを行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一、名 称 甲良町グループホームらくらく
- 二、所在地 犬上郡甲良町在士 625 番地
- 三、定 員 9名

（職員の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一、管理者 1名
管理者は事業所の職員の管理及び事業の管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させる為の指揮命令を行う。
- 二、計画作成担当者 1名（兼務）
認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。
- 三、サービス提供責任者（主任又はチーフ及びそれに準ずる） 1名

サービス提供責任者は事業所に対する指定認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係わる調整、契約者の日常生活管理、職員等に対する技術指導等を行う。

四、介護職員 6名以上

契約者に対し、介護計画に基づいた日常生活が営めるよう必要な援助等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は年中無休 / 24時間とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 内容は次の通りとする。

- 一、居室の提供。
 - 二、健康管理、緊急時対応、生活支援。
 - 三、入浴、食事、排泄等の援助。
 - 四、個別援助計画の作成。
 - 五、管理者は契約者の心身の状況・希望及び環境をふまえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容」等記載した認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を職員に担当させる。
- 2 利用料及びその他の費用は次の通りとする。
- 一、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、契約者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
 - 二、その他の利用料は重要事項説明書に定める利用料金表による。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には契約者又は連帯保証人に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 4 月の途中における入退居、入院時及び短期利用共同生活介護の利用については日割り計算とする。

(短期利用共同生活介護)

- 第7条 本事業所は、共同生活住居（1ユニット9人）の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。
- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。
 - 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
 - 4 短期利用共同生活介護の利用に当っては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
 - 5 契約者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、計画及び連帯保証人の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については契約者ではなく、短期利用共同生活介護の契約者が負担するものとする。
 - 6 短期利用共同生活介護の契約者の入退居に際しては、契約者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする

(緊急時・事故発生時等における対応等)

第8条 職員は契約者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医・関係医療機関に

連絡する等の措置を講ずると共に連帯保証人に連絡、管理者並びに関係町、豊郷病院代表理事にも報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は甲良町とし、町外枠も一部認める。

(非常災害対策)

第10条 防火管理については別に定める消防計画に必要な事項を定め、防火管理者が責任者となり火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全ならびに被害の防止をはかる。また、事業が継続できるよう関係機関との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

防災訓練 年2回

防災設備 消火器、非常警報器具設置完備、スプリンクラー設備管理

BCP 非難訓練 年1回 入居者9名 関連施設パストラールへ非難誘導

(要望及び苦情等の相談)

第11条 当センターならびに当ホームには支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情等も、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

らくらく	0749 (38) 8182
甲良町保健福祉課	0749 (38) 5151
国民健康保険団体連合会	077 (510) 6605

(人権擁護・虐待防止)

第12条

- 1 契約者の人権擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修会の機会を確保する。
 - 一 虐待の防止の為の対策を検討する高齢者虐待防止委員会を2ヶ月に1回開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 高齢者虐待防止の為の指針及びマニュアルを整備する。
 - 三 職員に対し虐待の防止の為の研修を年2回実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（虐待の兆候）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、慎重に調査し検討及び対策を図り、速やかに関係町に通報する。
- 3 高齢者虐待の発生の原因等の分析を行い再発防止に努める。

(入居にあたっての留意事項)

第13条 当ホームでは安心して日常生活を送っていただくために、職員は誠意をもって介護にあたっておりますので、不当な要求や職員への暴言やセクシャルハラスメント行為や他の契約者等に対して、利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行わないようにお願いします。

(その他運営についての注意事項)

第 14 条 事業所は職員の資質向上をはかるため研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一、採用時研修 採用後 2 ヶ月以内。
- 二、継続研修 年最低 2 回行いその他随時事業所以外にも派遣研修を行う。
- 2 職員は事業上知り得た契約者又は連帯保証人の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に業務上知り得た契約者又は連帯保証人の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は（公・財）豊郷病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成 16 年 5 月 1 日から施行。
この規程は平成 17 年 1 月 1 日から施行。
この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行。
この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行。
この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行。
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行。
この規定は平成 27 年 9 月 1 日から施行。
この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行。
この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行。
この規定は令和 3 年 7 月 1 日から施行。
この規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行。